

## 埼玉県県営住宅等における買物弱者支援制度試行要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、埼玉県（以下「県」という。）が管理する県営住宅、特別県営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下「県営住宅等」という。）において、食料品等の日常の買物が困難な状況に置かれている者（以下「買物弱者」という。）への支援策として、県営住宅等の敷地内（以下「団地敷地内」という。）で民間事業者による移動販売サービスを提供することにより、県営住宅等に居住する者（以下「入居者」という。）の日常生活の利便性向上とコミュニティの活性化に寄与することを試行的に実施するため定めるものとする。

### (買物弱者支援制度)

第2条 本要綱に基づく買物弱者支援制度は、次の各号の要件を満たすものをいう。

- 一 自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に定めるものをいう。ただし2輪のものを除く。以下同じ。）に施設を搭載し、移動しながら食料品等の販売（以下「移動販売」という。）を行うものであること。なお、当該販売は、自動車による食料品販売業等の営業許可を受ける等、関係法令を遵守していること。
- 二 生鮮品、食料品及び日用品等が豊富に揃う等、県営住宅等に居住する買物弱者の買物利便性を高めるものであること。
- 三 移動販売が、住宅内に閉じこもりがちな入居者の外出する機会を創出し、高齢者の見守りや他の入居者との交流に寄与するものであること。

### (移動販売の実施場所)

第3条 移動販売の実施場所は、団地敷地内で、かつ次の各号の条件を全て満たすこととする。

- 一 移動販売を実施することについて当該団地の自治会の理解を得た場所
- 二 道路交通法（昭和35年法律第105号）で停車及び駐車を禁止されていない場所
- 三 緊急車両の進入を妨げない場所
- 四 交通事故が発生する恐れのない場所
- 五 騒音、排気ガスによる居住環境の悪化を招かない場所
- 六 自動車の乗り入れにより緑地、公園等の棄損を招かない場所

### (要望書の提出)

第4条 団地敷地内で民間事業者による移動販売サービスの提供を要望する団地自治会（以下「要望団地自治会」という。）は、要望書（参考様式第1号）を埼玉県住宅供給公社（以下「公社」という。）に提出するものとする。

- 2 公社は、提出された要望書の写しを県へ送付するものとする。
- 3 公社は、要望のあった団地で移動販売サービスの提供が可能な民間事業者（以下「移動販売可能業者」という。）があるか調査し、その結果を要望団地自治会に回答（様式第1号）するとともに、回答の写しを県へ送付するものとする。

(計画書の提出)

第5条 前条第3項の回答において移動販売可能業者がある場合は、要望団地自治会は、移動販売サービスを提供する予定事業者を選定し、計画書(様式第2号)を公社に提出するものとする。

(計画書の進達)

第6条 公社は、提出された計画書の記載事項等に不備のないことを確認したうえで、県へ進達するものとする。

(計画承認及び計画見直しの指示)

第7条 県は、進達された計画書について、第2条に定める買物弱者支援制度の要件及び第3条に定める移動販売の実施場所の条件(以下「要件等」という。)の適合状況を確認し、要件等を満たしている場合は、要望団地自治会に対して計画承認(様式第3号)をするものとする。

2 県は、前項による確認の結果、要件等を満たしていない項目がある場合は、要望団地自治会に対して計画見直しの指示(様式第4号)をするものとする。

(修正計画書の提出)

第8条 前条第2項の計画見直しの指示を受けた要望団地自治会は、計画内容を見直ししたうえで、再度、公社に修正した計画書(以下「修正計画書」という。)を提出するものとする。なお、要望団地自治会の判断で、次条に基づき計画書を取り下げる場合は、この限りではない。

2 公社は、提出された修正計画書の記載事項等に不備のないことを確認したうえで、県へ進達するものとする。

3 県は、進達された修正計画書について、前条第1項及び第2項の規定を準用し、計画承認又は計画見直しの指示をするものとする。

(計画書の取下げ)

第9条 要望団地自治会は、第7条第2項の計画見直しの指示を受けた後、計画書を取り下げる場合は、計画取下げ願い(様式第5号)を公社に提出するものとする。

2 公社は、提出された計画取下げ願いの記載事項等に不備のないことを確認したうえで、県へ進達するものとする。

(協定の締結)

第10条 県は、第7条第1項により計画承認をした時は、公社及び要望団地自治会と、買物弱者支援制度に係る協定(様式第6号)を締結するものとする。

(覚書の締結)

第11条 要望団地自治会は、第7条第1項により計画承認を受けた時は、移動販売サービスを提供する民間事業者と覚書(参考様式第2号)を締結するよう努めるものとする。

(計画の変更)

第12条 第7条第1項により計画承認を受けた要望団地自治会が計画を変更しようとする時は、計画変更書(様式第7号)を公社に提出するものとする。なお、計画の変更が販売

実施回数のみである場合は、この限りではない。

2 公社は、提出された計画変更書の記載事項等に不備のないことを確認したうえで、計画変更書を県へ進達するものとする。

3 県は、第7条の規定を準用し、計画変更承認（様式第3号）又は計画変更見直しの指示（様式第4号）をするものとする。

（計画の中止）

第13条 第7条第1項により計画承認を受けた要望団地自治会が当該計画をやめる時は、計画中止届（様式第8号）を公社へ提出するものとする。

2 公社は、提出された計画中止届の記載事項等に不備のないことを確認し、県へ進達するものとする。

（計画承認の取消し）

第14条 県は、次の各号の一に該当するときは、計画承認の取消し（様式第9号）を行うことができる。

一 第2条に定める買物弱者支援制度の要件及び第3条に定める移動販売の実施場所の条件を満たさなくなったとき。

二 移動販売サービスを提供する民間事業者と当該サービスを受ける入居者等とが良好な関係を築いていないと思慮されるとき。

三 その他重大な事故等により、計画承認した移動販売サービスの継続が困難であると認められるとき。

#### 附 則

この要綱は、平成30年11月19日から施行する。